

議案第102号

大田原市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市火葬場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月11日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市火葬場条例の一部を改正する条例
大田原市火葬場条例（昭和60年条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（使用の許可） 第2条（略） 2 前項の申請が本市住民以外の者から提出されたときは、市長において支障がないと認める場合に限りこれを許可するものとする。ただし、本市と別に協定を締結した那須塩原市の_____住民にあっては、これを本市住民に準じて<u>取り扱う</u>ものとする。</p> <p>（使用許可の取消し） 第4条 市長は、管理上支障があると認めるときは、使用の許可を<u>取り消す</u>ことができる。</p> <p>別表（第3条関係） 火葬炉及び待合室使用料</p>	<p>（使用の許可） 第2条（略） 2 前項の申請が本市住民以外の者から提出されたときは、市長において支障がないと認める場合に限りこれを許可するものとする。ただし、本市と別に協定を締結した那須塩原市の<u>一部の区域の</u>住民にあっては、これを本市住民に準じて<u>取扱</u>うものとする。</p> <p>（使用許可の取消し） 第4条 市長は、管理上支障があると認めるときは、使用の許可を<u>取消す</u>ことができる。</p> <p>別表（第3条関係） 火葬炉及び待合室使用料</p>

区分	単位	使用料				区分	単位	使用料			
		死亡者又は 使用者が本 市の住民	死亡者又は 使用者が那 須塩原市	死亡者又は 使用者が__ _____	死亡者又は 使用者が左 記以外の住 民			死亡者又は 使用者が本 市の住民	死亡者又は 使用者が那 須塩原市の うち旧西那 須野町及び 旧塩原町の 区域の住民	死亡者又は 使用者が那 須塩原市の うち旧黒磯 市の区域及 び那須町の 住民	死亡者又は 使用者が左 記以外の住 民
(略)		(略)				(略)		(略)			
備考 (略)		備考 (略)				備考 (略)		備考 (略)			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の大田原市火葬場条例第2条の規定により使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。